

〔第3回〕

## 自閉スペクトラム障害の人への コミュニケーション支援

門 眞一郎

フリーランス児童精神科医

### 1 進化する拡大・代替コミュニケーション

#### (1) PECSの現状

4月号・5月号で、絵カード交換式コミュニケーション・システム（PECS）と9つの重要なコミュニケーション・スキルの教え方について概説しました。PECSによって、表出コミュニケーションと理解コミュニケーションの両方向での支援ができるようになりました。そして特に重要なのは、応答ではなく自発的に意思を表出できることなのですが、PECSではそのことに初日から取り組むことができる点が、他に類を見ない優れたものであるということをお話しました。

最終回の今回は、拡大・代替コミュニケーション・システムとしてのPECSが、現在どのようにコミュニケーション支援の分野で位置づけられ、また新たな形で発展進化しているかということについて述べることにします。

拡大・代替コミュニケーション（AAC）を自閉スペクトラム障害の人に教えるのは、その人の生活の

質（QOL）の向上を目指すからです。そのためには、拡大・代替コミュニケーション（AAC）の手段を、普段の生活の中で使うことが重要です。ですから、PECSについても、普段の生活で当たり前のコミュニケーション手段として使えなければ話になりません。

PECSが生まれた米国では現在どうなっているでしょうか。少なくともこの10年間に出版された自閉スペクトラム障害の人への支援に関する書籍で、PECSに言及していないものはないと言っても過言ではない状況ですし、PECSに関する研究論文もかなりの数に上っています。

さらに、米国児童青年精神医学会は2014年に、「自閉スペクトラム障害の児童・青年のアセスメントと治療のための実践指針」（Journal of American Academy of Child and Adolescent Psychiatry, 2014 53:237-257）を発表しましたが、その中で次のようにPECSについて言及しています。「コミュニケーションは、支援の重要な焦点であり、通常は言語聴覚士と協働して子どもの個別教育計画の中で取り組む」「言葉をまだ話せない子どもには、サイン言語や

コミュニケーション・ボード、視覚的支援、絵カード交換などの代替コミュニケーション手段や、その他の拡大コミュニケーション手段を使って支援ができる。PECS<sup>®</sup> やサイン言語、活動スケジュール、音声出力装置 (VOCA) の有効性を示すエビデンスがある」と。学会が作ったガイドラインに、トレード・マークのついた PECS を取り上げるといことは、かなり異例のことではないかと思われるが、それほど PECS の有効性は確立しているということでしょう。

また、これよりも2年前の2012年には、米国小児科学会が「自閉スペクトラム障害の子どもへの非医療的な支援：推奨される指針と今後必要な研究課題」というガイドラインを発表しました (Pediatrics, vol.130, Suppl.2, 169-178)。その中には次のような一文があります。「音声言語に制約がある、あるいはコミュニケーションの改善を目的とする、複数の支援法に反応しない ASD の子どもには、PECS<sup>®</sup> を使う機会を提供すべきである」と。さらに、「PECS がうまくいかない、あるいはコンピュータなどの機器の柔軟性が、利点として期待できそうなら、そのような機器を使う拡大・代替コミュニケーションによる支援を検討すべきである」とも書かれています。この学会も、いわば商品名の PECS<sup>®</sup> を取り上げていることに驚かされます。そして PECS がうまくいかない時には、ICT 機器によるコミュニケーション支援を検討すべきだとあります。

しかし、このガイドラインが出た2年後の2014年には、iPad 用の PECS アプリ、すなわち「PECS<sup>®</sup> IV+」が登場しました。その他にも、タブレット機器やスマートフォンで使えるコミュニケーション・アプリは続々と登場しており、デジタル機器による拡大・代替コミュニケーションが進化し続けています。

## (2) PECS<sup>®</sup> IV+ (ペクス・フォー・プラス) について

PECS<sup>®</sup> IV+ は、PECS 用の公式アプリですが、今のところ iPad と iPad mini でしか使えません。価格は10,400円とやや高価です(例年、自閉症啓発月間の4月には4割引きになるのですが、残念ながら本号を手にする頃には今年のセールは終わっていますね)。高価ではありますが、それだけに機能は充実しています。まず、使用頻度の高い1,000枚以上の絵カードを、最初から絵カード・ライブラリに搭載しています。しかし米国の製品なので、米国では使うが日本では使わないようなカードも含まれていますし、逆に米国では使わないが日本では使うと思われるカードが入っていません(わが国独特の年中行事に関する絵カード、例えば、お年玉など)。しかし、絵カード・ライブラリに入っていないカードでも、簡単にその場ですぐに作成できます。どんどんカードを増やしていきます。カードの作成方法は、以下の3つです。

- ① iPad の中にすでに保存してある画像を使ってカードを作る
- ② iPad のカメラ機能を使い、その場で写してカードを作る
- ③ 文字入力だけで文字カードを作る

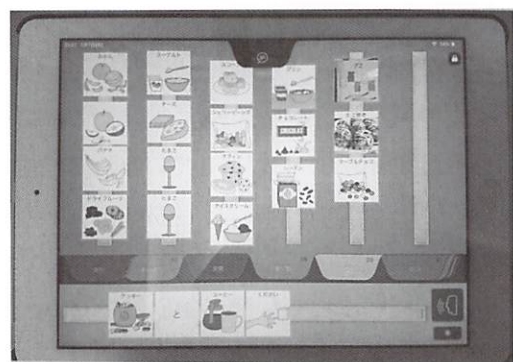


図1 PECS<sup>®</sup> IV+のコミュニケーション画面

インターネット上の画像を使う場合は、いったんiPadに保存して、それを使ってカードを作ることができます。絵カードはデフォルトでは合成音声で出力されますが、自分の声や親の声などを録音して使うことも簡単にできます。

そして、コミュニケーション・ブックをiPadのアプリの中に何冊も作ることができます。従来型のアナログのPECSでは、絵カードが増えると、ブックは分厚くなっていきます。そうすると、2冊目、3冊目を作らなくてはならなくなり、持ち運びが面倒になっていきます。しかしPECS® IV+では、ブックを簡単に増やすことができますし、いくら増えてもかさばることはありません。ブック1冊あたり20ページ作られて、1ページあたり24枚のカードを貼り付けられますので、1つのブックに480枚搭載できます。それ以上に絵カードが増える場合は、2冊目、3冊目とブックを増やしていくことが至極簡単にできます。あるいは、家庭用、学校用、さらに外出用などと、使う場面によって、ブックを分けることも容易にできるのです。

そして実際にコミュニケーションに使う時は、文カードに最大10枚の絵カードを配置できますし、作成した文の語順（カードの並び）の入れ替えなどは、指でドラッグするだけです。とても簡単に行えます。

さらにこのアプリは、米語、英語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、日本語の計7カ国語（音声は36カ国語）に対応しているので、外国語版のブックも作れます。例えば、家族でフランス旅行をするとしたら、フランス語版のブックを作っておけば、自閉症の子は現地でもiPad PECSで買い物ができるでしょう。しかし、フランス語会話のできない親は、たちまちコミュニケーション障害に陥ってしまい

ます。環境によって、社会によって、障害になったりならなかったりするわけです。

PECS® IV+を使うiPad PECSは、ICT機器の操作がじょうずな自閉スペクトラム障害の人たち（子どもも大人も）には最適です。保護者や支援者よりも速やかに操作法を身に付ける人も珍しくありません。しかも、iPad PECSにより、従来型のアナログPECSの最大の欠点を克服する道が開けました。

最大の欠点とは何か。それは、絵カードの作成を保護者や支援者に依存せざるを得ないという点です。もちろん、人によっては、従来型の絵カードの作成を教えて実行できるようにすることは可能でしょうが、本人が必要とする絵カードを次々に独力で作成していきける人は極めてまれでしょう。しかし、PECS® IV+での絵カード作成はとても簡単なもので、独力で絵カード作成法を習得する人もいますし、作成手順書を使うことで絵カードの作成が自力でできるようになる人も少なくありません。それが自力でできれば、自発的な表出コミュニケーションの自立を達成できます。ひいては真の自発的な意思決定への道を開くことにつながるでしょう。

ところで、このPECS® IV+の「IV+」は、第1回に説明したPECSトレーニングのフェイズ4以降ということの意味しています。つまり、PECSのトレーニングでは、フェイズ2で自発的な対人接近を習得し、フェイズ3で自発的な絵カードの弁別と選択を習得し、フェイズ4で文を構成して自発的に要求することを習得するのですが、重要なことは、そのフェイズ4まで習得してから、PECS® IV+を導入することが望ましいということなのです。このことは、PECS® IV+に限らず、他の類似のアプリや、表出コミュニケーション支援に従来から使われてきたVOCA（音声出力型コミュニケーション・エイド）

についても言えることです。特にフェイズ2の自発的な対人接近ができるようになり、メッセージを、伝えたい相手に確実に伝えられるようになってから、VOCA などを使うと、確実にコミュニケーションが取れるようになります。

PECS<sup>®</sup> IV + をどのように導入し、どのように日常生活で使うかについては、現在わが国で最も先進的な実践を続けている中谷正恵さんの、たくさんのYouTube 動画から学ぶことができます (<http://www.youtube.com/c/masaenakatani>)。

## 2 合理的配慮としてのコミュニケーション支援

### (1) AAC を選択する権利と合理的配慮

2006年に国連総会で「障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国政府は、障害者基本法を改正し（2011年）、障害者総合支援法（2012年）や障害者差別解消法（2013年）を作るなどして、2014年にこの権利条約を批准しました。

この障害者権利条約の第2条（定義）では、いろいろな用語が定義されています。その中で、「コミュニケーション」とは、「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の拡大・代替コミュニケーションの形態、手段および様式（利用しやすい情報通信機器を含む）をいう」とあります。つまり、コミュニケーション手段には、いわゆる言葉（音声言語）だけではなく、広くさまざまな拡大・代替コミュニケーションが含まれるのです。

さらに第21条（表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会）には、「締約国は、障害者が、第2条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって、自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の

者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む」とあり、その措置の1つに、「障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大・代替コミュニケーションやその他のすべての利用可能なコミュニケーションの手段・形態・様式を、自ら選択して用いることを受け入れ、促進する」とあります（下線筆者）。

要するに、コミュニケーション手段にはいろいろなものがあり、どれを使うかを選択し決定するのは障害のある本人である。つまりコミュニケーション手段の選択権は本人にあるということです。「言葉でコミュニケーションを取るべきだ。絵カードなど使うべきではない」と、コミュニケーション手段を一方向的に決める権利は、支援者や教師にはないということです。

障害者権利条約を批准するために作られた障害者差別解消法（2013年公布 2016年施行）の第2条には、次のようなことが書かれています。障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、そして、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」。

言葉（音声言語）でのコミュニケーションに困難さを抱える自閉スペクトラム障害の人たちにとって、絵カードの使用を禁止し、言葉でのコミュニケーションを強要することは、まさに社会的障壁としての慣行や観念に他なりません。

そして、障害者差別解消法第8条第2項には、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社

会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」とあり、言葉でのコミュニケーションの強要と視覚的支援に対する不寛容は、社会的障壁であり、その除去を求められたら（その意思表示は本人でなくてもかまわない）、学校、福祉事業者などは応じなければならないのです。コミュニケーションのために絵カードを使えるようにすることは、学校や福祉事業者にとって過重な負担になるどころか、結局はスタッフの負担軽減につながるはずなのです。

## (2) 合理的配慮の実事例

障害者差別解消法施行に当たって、各地の自治体は職員の対応事例集に類するものを策定し、ホームページにアップロードしています。内閣府も「合理的配慮等具体例データ集：合理的配慮サーチ」のページ(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei>)を作っています。

例えば、京都市の対応事例集のごく一部を紹介すると、

### 窓口・コミュニケーションでの合理的配慮の具体例（知的障害）

- ・抽象的な言葉は避け、具体的な言葉で、簡潔に、短く、はっきりと話す。
- ・絵カードやコミュニケーション・ボードを活用して意思を確認する。
- ・相手がゆっくりと考えて言葉を返すことがで

きるよう、あせらず待つ。

- ・手続きの流れ、手順を図やイラストを用いるなど、視覚的にわかりやすく提示する。
- ・比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに説明する。

### 窓口・コミュニケーションでの合理的配慮の具体例（発達障害）

- ・抽象的な言葉は避け、具体的な言葉で、簡潔に、短く、はっきりと話す。
- ・手続きの流れ、手順を図やイラストを用いるなど、視覚的にわかりやすく提示する。
- ・比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに説明する。
- ・否定的な言葉ではなく、肯定的な言葉で話し掛ける。
- ・5W1Hを示して、話しやすくする。
- ・人の少ない静かな場所（別室等）で待ったり、手続きをしたりできるようにする。

なぜか、知的障害では、本人の意思確認に視覚的手段を用いることが指摘されていますが、発達障害ではそれがありません。知的障害のない発達障害では、言葉でコミュニケーションを取ることができるという先入観があるためでしょうか。

## (3) 自閉スペクトラム障害の人にとっての合理的配慮としての PECS

前回説明した PECS の9つの重要なコミュニケーション・スキルを習得することにより、自発的に機能的コミュニケーション（表出も理解も）がとれるようになると、行動障害は軽減されたり、解消したりします。9つの重要なコミュニケーション・スキルが自信をもって使えないと、別的手段で目的を達成しようと

することになります。否、もっと正確に言うと、この機能的なコミュニケーション・スキルを支援者が教えないことは、自閉スペクトラム障害の人たちに行動障害を強いることになるのです。自閉スペクトラム障害の人たちは好んで問題行動を取っているのではなく、他にコミュニケーション手段がないからなのです。

PECSをはじめとする視覚的なコミュニケーション支援を、支援者側が拒否するという慣行や観念は、自閉スペクトラム障害の人にとって、間違いなく社会的障壁です。そういう社会的障壁の除去の要請があれば、合理的配慮として応じなければならないはずで、iPad PECS はともかくとしても、通常の絵カードを使う PECS なら決して過重な負担とはならないはずで、それでも、過重だと言い張って拒否するとすれば、ただの横着に過ぎないでしょう。

### 3 結 語

3回にわたって PECS について説明してきました。何よりも大事なことは、PECS の絵カードは言葉（音声言語）の代替手段だということです。つまり、日常生活で本人が何かを伝える必要のある時は、いつでも、どこでも、誰でも PECS を使えるようになることが目標です。トレーニング場面で行うのは、あくまでトレーニングであり、実生活で朝から晩まで1日を通して使えなければなりません。大人の都合で、絵カードを取り上げたり、隠したりしてはいけません。地域生活の中でどんどん使っていかなければ意味がありません。私たちも、食券制の食堂では自販機で食券を買い、それを店の人に渡して料理を受け取りますが、これなども PECS と同じです。相手から好意とともに名刺も受け取る名刺交換も PECS と同じです。PECS に限らず、視覚的な支援は一般の人びとに

とっても便利なので、それを視覚的な支援だなどといちいち考えずに使っていることが実は少なくないのです。

言葉でのコミュニケーションが難しい自閉スペクトラム障害の人に、合理的配慮の一つである視覚的な拡大・代替コミュニケーション手段を保障しないことは、権利の侵害であり、差別的行為になることを肝に銘じて、強度行動障害に追いやらない支援に取り組んでほしいものです。

(終)

#### 【参考資料】

※PECSに取り組むには、まずレベル1ワークショップを受講されることを強くお勧めします。PECSのワークショップについては、ピラミッド教育コンサルタント・オブ・ジャパンのホームページ (<https://pecs-japan.com/>) をご覧ください。

※PECSについてもっとお知りになりたい方は、児童精神科医 門真一郎の落書帳の第3分冊をご覧ください。 <https://kado2006.sakura.ne.jp/>

